

# 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う下水道使用料金・合併浄化槽使用料金改定のお知らせ

平成30年3月に消費税法及び地方消費税法が改正され、令和元年10月1日より税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、令和元年11月分（10月使用分）の下水道使用料金・合併浄化槽使用料金から新税率の10%を転嫁させていただくこととなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## ■下水道使用料金表（税込み/月額）

用途区分	基本料金		排水汚水量の 区分 (m <sup>3</sup> )	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		
	現 行	改定後		現行	改定後	
一般用	10 m <sup>3</sup> まで	1,512 円	1,540 円	10 を超え 30 以下まで	151 円	154 円
				30 を超え 50 以下まで	172 円	176 円
				50 を超え 150 以下まで	216 円	220 円
				150 を超えるもの	270 円	275 円
公衆浴場用				21 円	22 円	
水泳プール用				21 円	22 円	
温泉浴場用				75 円	77 円	

## ■合併浄化槽使用料金表（税込み/月額）

人槽区分	月額使用料	
	現 行	改定後
5 人槽	3,456 円	3,520 円
7 人槽	3,888 円	3,960 円
10 人槽	4,968 円	5,060 円
11~15 人槽	7,020 円	7,150 円
16~20 人槽	8,532 円	8,690 円
21~25 人槽	10,908 円	11,110 円
26~30 人槽	12,528 円	12,760 円
31~40 人槽	15,768 円	16,060 円
41~50 人槽	19,116 円	19,470 円
51 人槽以上の場合は協議のうえ定める。		

■詳しくは 町役場建設課 ☎48-2111 内線 445・446・449